

第20号 医療施設

1 趣旨

市街化調整区域において、その開設がやむを得ないと認められる医療施設を対象とするものである。

2 申請要件

申請内容は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当しなければならない。

- (1) その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるものであること。
- (2) 開設について国等の定める基準に適合するものであること。
- (3) 北九州市の医療施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたものであること。
- (4) 精神疾患、呼吸器疾患等の医療施設で、開発区域周辺の優れた自然環境その他の療養環境が必要なものであること。

3 予定建築物の規模及び用途

- (1) 規模 第一種低層住居専用地域に適用される建蔽率、容積率、高さ及び外壁の後退距離の基準（建蔽率にあつては10分の4以下の数値と、容積率にあつては10分の6以下の数値とする。）に適合するものであること。
- (2) 用途 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所